

新宮市告示第56号

新宮市長の資産等の公開に関する条例第5条第2項の規定により、
資産等報告書について下記により閲覧に供する。

記

1 閲覧の開始日

令和8年4月13日から

2 閲覧の場所

新宮市役所 総務部 秘書課

令和8年4月7日

新宮市長 上田 勝之

